九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

桜島忠信落書きについて

後藤, 昭雄

https://doi.org/10.15017/12245

出版情報：語文研究. 23, pp.31-41, 1967-02-28. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

桜島忠信落書について

後藤昭雄

序

平安朝漢文学の集大成である「本朝文粋」の中にあって、巻十二は、侍宴応制の綺麗な文字によって綴られた他の巻々とは異り、事物に即して平明に直叙しようとする新しい散文精神に満ちた作品を収めているという点において、注目すべき巻である。種々の文体の作品を収めるが、中に落書二篇―桜島忠信落書、秋夜書懐呈諸文友兼南隣源処士―がある。この二篇のうちの桜島忠信落書については、従来、作者の桜島忠信に関しても、伝記はもとより、いつの時代に生きたのかすらも不明の人物とされ、従って、作品内容の解釈に当っても、作者の生きた時代という外的要因に制約される必要はなかった。

この小論では、今まで、注意されることのなかった桜島忠信に関するわづかの資料を手がかりとして、その経歴を明らかにし、落書の製作時期について、考察を加えてみたい。

一

落書の本文を示せば次の如くである。

桜島忠信落書依此落書拝任大隈守云々

今春詔勅多哀楽　今春の詔勅哀楽多し

半尽開眉半叩頭　半は尽く眉を開き半は頭を叩く
官爵専非功課賞　官爵専ら功課の賞に非ず
公私寄致贖労求　公私寄せて贖労の求を致す
除書久待貢書致　除書の久しきは貢書の致るを待ち
直物遅期献物収　直物の遅きは献物の収まるを期す
右大閤賢帰衆望　右大閤ば賢にして衆望帰し
左丞相佞損皇猷　左丞相は佞にし　猷を損す
初逢魚水恩波濁　初め魚水逢ひて
共見駿河感涙流　共に駿河を見て感涙流る
不動和風桜獨冷　和風に動かずして桜独り冷え
被露暖露橘先抽　暖露に露されて橘先ず抽んず
内臣貪欲世間歎　内臣貪欲にして世間歎き
外吏沈淪天下愁　外吏沈淪して天下愁ふ
招集金銀千万両　金銀千万両を招び集へ
沽亡山海十二州　山海十二州を沽り亡ふ

作者自らが目にした官吏社会の腐敗した売官の実態を、鋭い諷刺の筆で描いた作である。まず、「右大閤賢帰衆望、左丞相佞損皇猷」の「右大閤」「左丞相」は、それぞれ誰をさし、また、この落書は、いつの時代を背景として生み出されたものであろうか

従来、右大閤は菅原道真、左丞相は藤原時平をさすと、断定はさけながらも考えられている①。また、作者の桜島忠信については、この落書によって大隈守に拝任されたこと（本朝文粋注）、「拾遺集」等に見える忠信大隈守在任中の白頭翁との逸話、及び「二中歴」によって学生であったこと、以上三点以外については未詳とされている②。以上の資料からは、忠信の生没は無論のこと、生きた時代を知ることも不可能である。従って、右大閤、左丞相が誰をさすかということを考えるに際しても、作者の生存時期を考慮に入れることなく、「本朝文粋」成立以前の史実に照らして、「賢にして衆望帰す」右大閤と、「佞にして皇猷を損する」左丞相として、道真、時平をこれにあてて考えるに何の疑問をもさしはさまれなかったのである。何らの時代的制限をも考慮することなく、落書そのもののみで解釈しようとすれば、前述の条件を満足させる人物として、道真、時平を考えることは極めて当然のことであろう。

しかし、記録を見て行くと、これまで見落されていた忠信に関する記事を見出すことができる。それは、次の如くである。

「類聚符宣抄」

安和元年十月十一日　正六位上行大外記桜島宿弥忠信（巻四）

康保四年十月二十二日　小外記桜島忠信（巻十）

「外記補任」

康保二年　権小外記　桜島忠信　正月卅日任元民部小録応和二年正月播万介小掾三月民部小録進士

康保三年　小外記　正月廿七日任

康保四年　小外記　十月廿日任

安和元年　大外記外従五位下　十月廿七日叙十二月十八日遷豊後権介

以上の「類聚符宣抄」「外記補任」の記事によって、桜島忠信は康保から安和にかけて、外記の職にあった人物であることが知られる。なお、以上の記事を年表式に整理しておく。

応和二年（九六二）	1	播磨介小掾
	3	民部小録
康保二年（九六五）	1・30	権小外記
三年（九六六）	1・27	小外記
四年（九六七）	10・28	大外記③
安和元年（九六八）	10・27	叙外従五位下
	12・18	遷豊後権介

右大閤道真、左丞相時平という解釈に従うと、落書が書かれたのは、道真が太宰権帥に左遷された昌泰四年前後のことであると考えなければならない。ところが、この昌泰四年（九〇一）と忠信の名が記録に見える最も早い応和二年（九六二）との間には、六十二年の差がある。落書を書いた時、忠信が何歳であったかは、推測するより他ないが、まず二十歳以前とは考えられない。忠信自らが、その目で堕落した官吏社会を注視し、批判し得る年令に達していたのであり、また身の不遇を嘆いている落書の文字からも、これを書いた時の年令は、もっとひき下げて考えてよいと思われるが、一応譲歩して二十歳の時に書いたとしても、応和二年には八十二歳、豊後権介に遷った安和元年には八十八歳となる。このようなことは、まずあり得ないと考えてよかろう④。

これまでの右大閤道真、左丞相時平とする説に従って考えると、このような不合理が生じてくる。そこで、これまでの解釈に改めて検討を加えてみる必要がある。

二

前節で、右大閤を道真、左丞相を時平とすることの不合理で

あることを述べた。では、該当する左右大臣として、誰を考えれば、作者忠信が、応和、安和期に記録に名を現わすという史実と矛盾しない解釈を得られるであろうか。今、可能性のある場合をあげ、検討してみたい。そこで

①年代を、時平死去の延喜九年(九〇九)から、「拾遺集」五六四番の歌の詞書に「大隈守桜島の忠信」とあることから、「拾遺集」成立の下限である寛弘四年⑤(一〇〇七)までに限り

②左右大臣が並立し(右大閤を前右大臣とする「註釈」の解釈に従えば、左大臣のみの場合も考えられる。)

③左右大臣の上首たる摂政、関白、太政大臣がない。

という条件を満足させる場合を考えてみると、次の五つの場合をあげ得る。

	左大臣	右大臣	在位年代
①	藤原忠平	藤原定方	延長二(九二四)～承平二(九三二)
②	藤原忠平	藤原仲平	承平二(九三二)～承平六(九三六)
③	藤原実頼	藤原師輔	天暦三(九四九)～天徳四(九五九)
④	藤原実頼	藤原顕忠	天徳四(九五九)～康保二(九六五)
⑤	藤原実頼	源　高明	康保三(九六六)～康保四(九六七)

①②の場合は、年代的に考えて可能性が少ないが、一応、考察の対象に加え、右のそれぞれの場合について、以下では「右大閤賢帰衆望、左丞相佐損皇猷」という落書の文字からの観点にたって、検討を加えて行こう。

①の右大臣定方は、「二中歴」一能歴に管弦人として見え、「大和物語」に三条右大臣として、彼をめぐるいくつかの歌語りが載せられているくらいで、政治家としての能力人柄を語る資料に乏しい。

②の仲平は、「大鏡」仲平伝に貞信(忠平)公よりは御兄に当らせ給へど、二十年まで大臣になり後れ給へりしを

とある。忠平の兄でありながら、その昇進がはるかに後れていることは、やはり人格才能において一段劣るところがあったからであろう。また、右大臣の位四年にして薨じたが、「本朝世紀」には

大臣(仲平)久有所労不従朝政(天慶八年九月五日条)

と記されている。大臣となっても、病気のため、ほとんど政治に参画しなかったという。二人ともに、

彼候人才能心操形容旁叶国定久奉公歟

という人相見の言によって、宇多天皇から、その第一女王(順子)を賜ったという逸話(「古事談」巻六)をもつ左大臣忠平をしのぐ人物であったとは考えられない。

④の顕忠については、「大鏡」時平伝に「ただこの君だちの御中には大納言源昇の卿の御女の腹の顕忠の大臣のみぞ右大臣までなり給へる　その位にて六年おはせしかど、少しおぼす所やありけむ、出で歩き給ふにも家の内にても、大臣の作法を振舞ひ給はず。(中略)かくもてなし給ひしけにや、この大臣のみぞ御族の中に六十余までおはせし。」とある。顕忠は時平の子で、道真の霊のたたりを恐れて、蹈天蹐地して世を送る人であった。時に、師輔なき後、名実ともに一の人となった左大臣実頼に拮抗する程の人では、到底あり得なかった。

⑤顕忠の後、右大臣となった源高明は、賜姓源氏という家格血統においては実頼をしのぎ、有職故実、管弦の道に博学宏才を示す。しかし、第一流の教養人、文化人ではあったが、これに加うるに、その一年の短い右大臣在任期間中に、衆望を得る程の政治家としての手腕をも示したかというと、これを具体的

に示す記事を見出せないのである。

③の残された実頼、師輔の場合を検討したい。実頼、師輔は忠平の子で、ともに天慶十年、左大臣、右大臣に任ぜられたが、時には父忠平が関白太政大臣として政治の実権を握り、二人が廟堂の筆頭の地位にあったのは、忠信が薨じた天暦三年より師輔が没する天徳四年の間であった。実頼、師輔の人となりを、「栄花物語」に描かれたところから窺うと、

左右の大臣達もいと又めでたく頼しき御有様なり（月の宴　以下同）

と二人に対して一応の讃辞を送るが、

この殿ばらの御心ども、同じ御はらからなれど、さまざまこころごころにぞおはしける。小野宮（実頼）の大臣は歌をいみじく詠ませ給ふ。すきずきしきものから奥深く煩しき御心にぞおはしける。九条の大臣（師輔）はおいらかに知る知らぬわかず心広くなどして、月頃ありて参りたる人をもただ今ありつるやうにけにくくも持てなさせ給はずなどして、いと心安げにおほし掟てためれば、大とのの人々多くは此九条殿にぞ集りける。

と述べるように、師輔は実頼に比べて人柄も秀れ、父忠平以来の家臣の衆望をも得ていた。また

世の中のことを実頼の左大臣仕うまつり給ふ。九条殿二の人におはすれど、なお九条殿を一くるしき二に人思ひ聞えさせためる

すなわち、一の人である実頼も恥じ入る程の九条殿の有様であると、人々も思ったとあり、政治的実力においても左大臣実頼をしのぐ程の人物であることは、世人の周く知るところであった。師輔薨去の条には、

東宮の御後見も四、五宮の御事も、唯この大臣を頼もしきものに思召したるに、いかにいかにと、おほやけよりも御修法など行はせ給ふ。いとめでたき御幸福に世の人も申し思へり。天徳四年五月二日出家せさせ給ひて四日にうせ給ふ。御年五十三。只今かくしも在しますべき程にもあらぬに、口惜しう心憂く惜み申さぬ人なし。世を知り給はんにもいとめでたき御心もちひをと返す返す惑はせ給ふ。

とあって、村上天皇も師輔を東宮、諸親王の後見役として頼みにしておられ、その死は天皇をはじめ、人々から深く惜しまれたと言う。「賢にして衆望帰す」といふにふさわしい右大臣であったと言えよう。

次に実頼はと言えば、これまでに述べた如く、師輔の兄であり官位においても上であったが、人格、才能とも一段劣っていた。「奥深く煩しき御心にぞおはしける」と述べられているところからは、容易に本心を見せぬ陰性的性格の持主であったことが想像される。しかし、落書に「佞にして皇猷を損す」と批難するが如き積極的な否定の文字は見えない。それでは、このような左丞相に対する批難の生まれる要因はなかったのであろうか。それは、師輔と実頼―九条流と小野宮流の対立に求められるようである。

実頼、師輔は兄弟であるとはいっても、摂関政治の流れに生きる人である。当然のこととして娘を天皇のもとへ入内させ、外戚となって政権の座につくことを計った。実頼は述子を、師輔は安子を女御として入内させたが、述子は天暦元年死去した。これに対し、安子は天暦四年、憲平親王（後の冷泉天皇）を生

み、自らは天徳二年中宮となった。後宮における勢力争いにおいても、実頼は敗北者であった。

また、賜姓源氏―源高明と婚姻関係を結ぶことによって、自家の勢力発展を計ろうとする政策においても、実頼、師輔は対立関係にあった[6]。

さらに、二人は朝廷における儀式作法について、それぞれ、小野宮流、九条流の祖であるが、かかる有職故実に関しても対立意識があったと考えられる[7]。

これら両者の葛藤がいかに激烈なものであったか、それを最も如実に物語るのは、実頼の子実資が、その日記「小右記」に記す次の如き話柄である。

> 観修僧都来りて云はく、近曽東宮更衣　右大将済時卿女　の修法を行ひしに、猛霊忽ち出で来りて云はく、我は是れ九条丞相の霊なり。存生の時、或は仏事に寄せ、或は外術に付けて、懇切に子孫繁昌の思ひを致し、その願ひ成熟す。就中小野宮大相国の子孫滅亡すべきの願ひ彼の時極めて深し。（中略）小野宮相国の子孫の産時には、吾必ず其の所に向ひて此の事を妨げん。

実資は、これを聞いて

> 今此の事を聞きて往古の事を覚ゆ。骨肉と云ふと雖も、用心有る可きか。（正暦四年閏十月十四日条）

との感慨をもらしている。

このような対立の中に、師輔は天徳四年五月に薨ずるが、間もなく、村上天皇の病気にともなって東宮問題がおこってくる。この東宮問題において、実頼は為平親王をしりぞけて守平親王の雍立を計るが、それは為平親王の舅である源高明の勢力拡大を抑えるとともに、高明と姻戚関係によって深い結びつきをもつ師輔―九条流に対する対立意識があったからであるとされる[8]。そして、実頼のおもわく通り守平親王が東宮の位につき、東宮大夫に師氏、東宮傅には師尹が任ぜられる。これについて、「栄花物語」には

> 皆九条殿の御はらからの殿ばらにおはすかし。ただし九条殿の君達はまだ御位ども浅ければ、えなり給はぬなるべし。

と述べられている。師輔の兄弟のみ―これは、とりもなおさず実頼にとっても兄弟である。―昇進し、師輔の子供達は地位を得られなかったという。これもまた、実頼が師輔に対抗して自分達一族の進出を望んでなしたことであった[9]。

以上、見てきたような、あらゆる面において師輔と対立していた実頼が、その師輔なき後、主として東宮雍立をめぐって九条流に対して示した如き策謀家的側面に、師輔を「賢にして衆望帰す」右大閤と見る者からは、批難されるべき要因があったように考えられる。

師輔が薨じた天徳四年は、忠信が播磨介小掾となる応和二年より二年前であり、村上天皇の崩去前後、東宮問題において実頼が画策をめぐらす康保四年は、その小外記にあった時である。年代的にも矛盾をきたすことはない。

三

「本朝文粋」に収める二篇の落書のうち、他の一篇も忠信落書とあまり隔たらぬ時代を描いたものと考えられ、忠信の落書を考えるに際して看過しがたいものである。長編ではあるが、

書き下し文によって本文を示し、以下、これについて考えてみたい。

秋夜書懐呈諸文友兼南隣源処士　藤原衆海（貧居老生）

見説北堂商賈隆んなりと　東西交易甚だ忽々たり
文章博士儒宣下る　太上天皇葬礼の中
一院挙哀未だ尽きざるに　両家職を沽りて悦窮り無し
三は泗水をして恩沢を忘れしめ　橘は槐林をして旧風を損はしむ
今日議する人は墨客に非ず　去年補する者は半は田翁
外は向背を論じて詞怨むと雖も　内は心情を接へて契自ら通ず
貢物来る時脣更に咲ひ　訴言到る処耳初めて聾ふ
潤屋を招留して簾を褰げて出で　縕袍を厭卻して戸を閉じて籠る
恥を棄てて形容常に理を失ふ　私を顧みて行操豈忠を思はんや
高きに登るは只是れ綿山動き　下に在るは猶金穴の空しきに因る
信ぜず宣尼貧にして道を楽しむを　祇看る後輩富みて功を成すを
宛如たり宿弥裁縫の女　其れいかん朝臣造作の工
鶯眼群り飛びて母子を分ち　麈牙併せ走りて雌雄を決す
菅蔵住せずして名先づ改まり　桜笠長く居りて命終るべし
人は新研の珠と異ならず　我は古弊の瓦と相同じ
還て蹶づ困み原憲に倍せることを　唯庶ふ饒かなること石崇より多からんことを
霧を開きて昔は暁桂に攀じんことを期し　霜を戴きて今は秋蓬に類するを嘆く
三千人裏頭雪を梳り　数十年前涙紅を拭ふ
色は冷し蒼々たる砌に盈つる月　声は寒し札々たる床を繞る虫
悲哉柳市老いて儻無く　早晩此身公に奉ぜんと欲す

儒家としての昇進の道は、菅江二家をはじめとする限られた数家のみに独占され、これ以外の氏からの対策出身は、ほとんど不可能であった学制衰退期の大学（北堂）の内情を暴露した注目すべき篇である。

さて、ここで問題としたいのは、右の篇中に見える「菅蔵、桜笠」の語である。これは一読して、菅・蔵・桜・笠をそれぞれ姓の一字とする四人の人物を指すのであろうと推測されるのであるが、「本朝文粋註釈」所引の弘安本傍注に、「菅蔵」「桜笠」について、

菅原善隣、大蔵弼邦、共不参堂、越入文人、是皆大和陸奥之力也
桜島忠信、勤堂監事四箇年、両度職当レ拝不レ入、又笠忠信文人尚復、一時相兼、而六年不レ入レ擬レ生、今被レ虐也、彼此非有所化也、只依無頼也[10]

とある。菅原善隣、大蔵弼邦は大学寮に入ることなくして、文人職に補せられたが、これは一に、大和、陸奥の財力を背景とするためであり、これに対し、桜島忠信が、大学寮の堂監としてその任にあること四年の間に、二度までも任ぜらるべき官職を失ひ、笠忠信が、六年もの間、文人職と尚復とを兼任していながら、なお擬文章生に補せられることのないのは、すべて頼るべき権威をもたぬことによるとの意であろう。（「非有所化也」の意未詳）

桜島忠信は、大学寮（北堂）の学生の経歴をもつことから、この落書にいう「桜」とは、弘安本傍注の説く如く、桜島忠信を指すと考えてよいであろう。今、弘安本傍注に従って考えを進めて行くと、大蔵弼邦は「外記補任」にその名が見え、康保三年から安和三年に亘って外記の職にあった人であり、笠忠信

は「西宮記」「（大日本史料」所引）応和二年二月五日の条に、その名が見える。以上の二人の経歴と忠信のそれとを考え合わせると、いづれも応和から安和に至る時期に、記録の上に名を現わすという点において、共通したものをもつ。[11]従って、藤原衆海落書に描かれた、門閥売官の横行する大学寮における家門に頼る氏族と、その陰に儒家としての官途を閉ざされた氏族の例としての菅蔵、桜笠の四氏は、すでに官僚となって記録にその名を現わす応和、安和期を遡るある時期の姿であったと考えられる。

また、作者藤原衆海がこれらを例としてあげるのは、これが、衆海が自分の身近に見ることのできた例であったからである。桜笠二氏の例の如きは、同じような境遇にある作者が、落書執筆に際して、常日頃から共感を寄せていた人々を、不遇なる者の例として書き記したと考えるのが最も自然であろう。藤原衆海と、桜島、笠氏との間には、境遇を同じくするものとしての深い交わりをさえ考えたくなるのである。

以上のように考えてくると、藤原衆海と桜島忠信とは、ほぼ同時代に大学寮にあった人であると考えられる。また、二篇の落書によって描かれた官吏社会、大学寮の様相は、比較的接近した時代のものであるとしてよかろう。

四

①落書を書いたこと（「本朝文粋」）
②大隈守に任ぜられたこと（「拾遺集」詞書等）
③学生であったこと（「二中歴」）
④康保、安和年間に外記職にあったこと（「類聚符宣抄」「外記補任」）

以上が、忠信について確実な資料に基いて事実として認めることのできるものである。これら四つの事実の前後関係を考察し、忠信の経歴をたどることによって、落書執筆の時期をより一層明確にすることができるかも知れない。そこで③、④によって、忠信は記録にその名を現わすまでに、どのような経歴をたどってきたかを考えてみたい。

外記の職掌は「令義解」職員令に

掌勘詔奏及読申公文勘署文案検出稽失[上]

と述べられている。[12]多くは文筆に巧みで儒門を経たものがなるものであった。従って、忠信が外記の職にあったことは、これだけでも、忠信が文章道出身者であることを推測させるが、事実「二中歴」第十三名人歴学生字に、

桜島忠信桜蠹

と見え、また前述の如く、「外記補任」康保二年条に、

権小外記桜島忠信正月卅日任（中略）進士（進士は文章生の唐名）

とあることによって、大学寮に学んだ経験を持つことが知られる。すなわち、忠信は大学寮における字（あざな）を桜蠹という学生であった。

大学寮への入学から文章生に至る経路は、（入学）→学生→（寮試）→擬文章生→（省試）→文章生というコースである。さらに文章得業生に補され対策出身するのは、少数の専門儒家のたどる道であり、大部分は文章生止りで、文章生の年労によって任官するのが例であった。[13]専門儒家の家柄でない忠信は、

当然のこととして、大学寮に入学しても文章生年労による任官の道をたどらざるを得なかった。なお、前節において見た藤原衆海落書に描かれた忠信の姿は、年労を重ねながら任官の機会をまつこの時の姿であると思われる。そこには、「桜笠長居命可終」、すなわち、桜笠は学生として北堂に「長く居」りながら、一向に官途は開けず、このまま一生を終るのではなかろうかと述べられている。これによって、忠信は普通の文章生以上に年労を重ねていたことが窺われる

その文章生から任官する道としては、春の除目の時の文章生外国と、秋の除目における当職文章生の二つがあり、文章生外国は春の除目に、文章生の上臈から三人を諸国掾に任ずることで、その任ぜられる国は北陸道と定められ、もしこれらに欠国がない時は、山陰道、西海道に任じた[13]。「外記補任」康保二年の条に「応和二年正月播磨介小掾」と注記するのは、忠信が応和二年の春の除目に、文章生外国によって播磨介小掾（ただし、播磨は山陽道）に任ぜられたことを示している。その後は、「外記補任」によって明らかなように、民部小録を経て、権小外記、小外記、大外記と外記職を進んでいる。

前には、「令義解」に規定されている外記の職掌を述べたが、「職原抄」によれば、

外記恒例臨時公事除目叙位等事奉行之官也、尤為重職

とある。すなわち、除目、叙位等を奉行する官である。官吏任免の実情を知るには、正に恰好の立場であり、そこで裏工作が行われるとすれば、それは好むと好まざるとにかかわらず、目にしなければならないものであったに違いない。ここで、忠信落書に堕落した売官の実態が描かれていることが思いおこされる必要がある。この時代、売官が盛んに行われていたことは、天暦十一年十二月二十七日に、菅原文時が奉った「封事三箇条」（「本朝文粋」巻三）に「一請停売官事」の条があることによって明らかである。忠信が権小外記となるのは、文時の意見封事から七年の後であるが、この間、売官贖労の弊はさらにつのっていたと考えられる[14]。

五

桜島忠信の大隈守在任中における、白頭翁をめぐる逸話がある。最も原の形は、「拾遺集」雑下に見える。

大隈守桜島の忠信が国に侍りける時、郡の司かしら白き翁の侍りけるをめしかんがへむとし侍りける時、翁のよみ侍りける

老果てて雪の山をば載けど霜と見るにぞ身はひえにける。

この歌によりて許され侍りにける

この逸話は、和歌説話として次第に成長しながら、後の説話集に採録されていった。今、題のみをあげると次の如くである[15]。

今昔物語巻二十四・55　大隈国郡司読和歌語
古本説話集44　大隈守事
宇治拾遺物語11　歌よみて罪をゆるさるる事
十訓抄第十　可庶幾才能事
俊秘抄

これによって、桜島忠信が大隈守となり、任国に下向赴任したことは、事実と考えなければならない。それでは、忠信が大隈守となったのはいつであろうか。「本朝文粋」には「依此落

書拝任大隈守云々」と注記する。これによれば、落書によって売官を諷刺したので、大隈守に任ぜられたということになる。

ところで、前に述べた如く、忠信は大学寮に学び、文章生となり文章生外国によって播磨介小掾となって後、京官に任ぜられるというコースをたどっている。これは文章生を経て任官する者のとる、すなわち成業者の典型的なコースであって、その間に断絶はあり得ない。つまり、忠信が記録に名を現わす応和二年以前に、大隈守に任ぜられたということは考えられないのである。とすれば、これ以後と考えなければならない。今、記録を見て行くと、安和元年十二月十八日、外記から豊後権介へ遷っている。しかし、これを直ちに落書と結びつけて考えることはできない。「本朝文粋」の注記によれば、大隈守に任ぜられたのであって、豊後権介ではないからである。この豊後権介拝任は、宿官であったと考えられる。宿官とは

> 専らその官歴によって之を国司に巡次任命するに至ったものがすなわち宿官巡任の制である。即ち国司に任ぜられるべき者が、恰も闕国なき場合之を正規の国司に任命し得るまで便宜諸国の権守、或は介に任じ、適当な闕国の生ずるまで之をその地位に在らしめ、すなわち宿官国司として之を任じ、闕国あるに従って之を正規の国司に巡任する方法である。而してその宿官には定むる所によって、（中略）外記・史・検非違使の叙爵したものを諸国介に任じ、而も外記・史は多く西海道諸国の介に、検非違使は東国諸国の介に任ぜられるべき定めであった[16]
>
> （傍点筆者）

忠信の経歴は、このコースに一致する。すなわち、大外記であった忠信は、安和元年、外従五位下に叙せられ、国司に任ぜらるべきであったが、欠国がなかったため、宿官国司として西海道である豊後の権介となり、次いで正規の国司―或は大隈守―に任命されたものと思われる。従って、大隈守拝任は、豊後権介に遷った安和元年より何年か後のことと考えなければならない。ところが、前に述べたところから、落書執筆は実頼が左大臣から太政大臣へ転る康保四年（九六七）十二月十三日以前のことと考えられる。豊後権介へ遷る安和元年（九六八）との間にさえ、丁度一年の間隙があるのである。従って、落書執筆を大隈守拝任の直接の原因の如く記す「本朝文粋」の注記は、事実と相違することになる。それでは「依此落書拝任大隈守云々」は、どのように解すればよいのであろうか。臆測に過ぎないのであるが、私は次のように考える。

忠信が大隈守にあった時、彼の前で白頭翁が詠んだ歌は、「拾遺集」に載せられ人々に知られたが、そこには、後に多くの説話集にとられていることから考えられるように、歌よりも作歌事情の方に、すなわち説話として人々の興味をひきつける要素を濃く含んでいた。つまり、この白頭翁の歌によって人々には、大隈守としての忠信が強く印象づけられていた。一方、忠信が落書を書いたこと、その後同じ西海道の国である豊後の権介に任ぜられたことは事実である。ここに、すなわち落書の作者としての忠信、大隈守としての忠信、さらに、同じ西海道の豊後権介に任ぜられた忠信という三つの要素が重なり合って、「依此落書拝任大隈守云々」の注記が生まれ、後人の手によって、「本朝文粋」成立時までに書き加えられたものであろう。

結び

以上、述べてきたところによって、桜島忠信が「外記補任」「類聚符宣抄」に名を現わす応和、安和期に至るまでの経歴をなお不十分ながらも、たどることができた。そして、それらを考慮すれば、落書にいう右大閤、左丞相は、それぞれ藤原師輔、藤原実頼をさすと考えなければならぬという結論を得た。

それでは、落書執筆の時期は、どこにおけばよいのであろうか。それは、忠信が外記の職にあった康保年間とするのが最も可能性が強いように思われる。さらに、忠信が小外記から大外記になる康保四年は、左大臣実頼が、源高明とこれと結びつきある師輔九条流の勢力を抑えるべく、画策をめぐらす年でもある。ただ、忠信は康保二年、権小外記に任ぜられてから、年を追って小外記、大外記と昇進しており、これは落書に身の不遇を嘆く文字のあることと抵触するかとも思われる。しかし、それも厚遇を得た橘某との対比においての不遇であり、何よりも、この落書の真意が自らの不遇を嘆くことより、官吏社会における売官を諷することにあることを思えば納得できるのである。そして、このように考えることによって、一層、売官の実態を他の誰よりも身近に目にしなければならなかった外記時代が、落書執筆の時期として可能性を強くしてくるのである。

従って、落書執筆の時期は、上限は忠信が権小外記となった康保二年（九六五）一月、下限は実頼が左大臣から太政大臣へ転る康保四年（九六七）二月と考える。

註①柿村重松「本朝文粋註釈」
今井源衛「桜島忠信の落書」（「国語展望」三号）
小島憲之「日本古典文学大系・本朝文粋」

②「註釈」付録詩人小伝
「古典大系」巻末詩人小伝

③「外記補任」には、小外記とあるが、「類聚符宣抄」をも考えて、大外記の誤りであろう。

④この点に関しては、後に経歴を考察することによって可能性はより少なくなる。

⑤三好英二「校本拾遺抄とその研究」

⑥山中裕「栄花物語・大鏡に現われたる安和の変」（「日本歴史」一六八号）「栄花物語月宴巻について」（「国語と国文学」昭和三十八年十月号」）

⑦山中氏は、師輔の日記「九暦」に見える実頼に対する作法に関しての烈しい批難の例を、前掲の「栄花物語・大鏡に現われたる安和の変」の中で、あげておられる。

⑧⑥に同じ

⑨山中裕「栄花物語月宴巻について」

⑩大曽根章介氏は、内閣文庫蔵林羅山手沢本「本朝文粋」に、「普隣（ママ）大蔵弼邦」「桜島忠信笠忠信」の注記があることを指摘された。（「本朝文粋と近世初期の漢学者」・国語と国文学昭和三十九年十二月号）

⑪菅原善隣は「尊卑分脈」「菅氏系図」によると、兼茂の子、道真の孫に当る人物であるが、越前小掾となったことを記すのみで、生没を明らかにし得ない。他の記録にも、その名を見出し得ていないが、

行兄弟に当る文時、雅規が天元年間（九七八）～（九八三）に没していることから、善隣も、応和から安和に至る時期は、その生涯の一時期であると考えてよかろう。

⑫⑬桃裕行「上代学制の研究」

⑭吉村茂樹「国司制度崩壊に関する研究」第三章売官及び成功の制、竹内理三「成功・栄爵考」（「律令制と貴族政権II」所収）

⑮桜島忠信と名を記すのは、拾遺集と十訓抄のみで、他は「大隈守□□ト云者有ケリ」（今昔物語）「大隈守なる人」（宇治拾遺物語）大すみのかみの」（古本説話集）とだけ記すが、同内容の話であることから、大隈守とは桜島忠信を指すと考えてよい。

⑯吉村氏前掲書三五九ページ

▼受贈雑誌　昭和41年7月～12月（その一）

国語と国文学7～12月、国語国文7～9・11・12月、国文学解釈と鑑賞7～12月、11月臨、国文学解釈と教材の研究7～12月、10月臨、文学7～12月、国学院雑誌6・8月、学苑7～11月、文献ジャーナル7～11月、八雲7・8月、白路7～9・11月、日米フォーラム7・8・10・11、肇国7～11月、解釈7～11月、成城文芸43・44、名古屋大学国語国文学18、学習院大学国語国文学会誌9、人文論究（関西学院大学人文学会）15、日本文学（立教大学）16・17、近代文学研究（法政大学日本近代文学研究会）2、文芸研究（明治大学文学部）15・16、愛媛大学紀要11、岐阜大学研究報告14、国語国文学研究紀要（富山県立富山中部高校）6、九州文化史研究所紀要11、静岡女子短期大学国語国文論集2、徳島大学学芸紀要15、人文学研究所報（神奈川大学）2、国語研究（山形大学教育学部）17、女子大国文（京都女子大）41・42、朝鮮学術通報2・3、実践文学28、研究論集（別府大学）、野田文学8、万葉60・61、一橋論叢7～11、語文（大阪大学）26、香椎潟（福岡女子大学）12、国語国文学（弘前大学）1、史料と研究（古文書古記録学会）1、文芸と批評2巻1、論究日本文学（立命館大学）28、文学論藻（東洋大学）34、中央大学国文10、山口大学会誌1、国文学研究（早稲田大学）33・34、近世文芸稿（広島大学）10、日本女子大学紀要15、相模女子大学紀要24、神奈川大学人文研究34、日本文学（東京女子大学）27、人文研究（大阪市立大学）7・8・9、都立大学方言学会会報14、文学研究（九州大学文学部）63、文学論輯（九州大学教養部）13、国語研究（国学院大学）19～22、人文科学（同志社大学）1、国文学攷（広島大学）41、樟蔭国文学4、駒沢国文5、和洋国文研究4、上代文学研究会会報（東洋大学）16、方言研究年報（広島大学方言研究会）9、訓点語と訓点資料33、Language and Literature（言語と文学編集部）6、東北大学文学部研究年報16、コロニア文学1、Mourin 20、

（六三頁につづく）